

別紙（根拠法令条項）

所得税法（昭和40年法律第33号）第10条第2項、第57条第2項、第57条の2第2項各号、第137条の2第11項第2号、第137条の3第13項第2号、第144条、第151条第1項、第196条第1項第4号、第217条第1項、第225条第1項、第226条第1項、第3項及び第6項、第229条並びに第230条並びに所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第41条の2第5項、第144条第1項第1号ホ、第262条第3項第2号、第4項第1号ロ及び第3号ロ並びに第5号、第266条の2第1項及び第2項、第266条の3第1項及び第2項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）、第316条の2第3項、第343条第2項において準用する第337条第2項、第349条第2項において準用する第337条第2項並びに第353条第1項